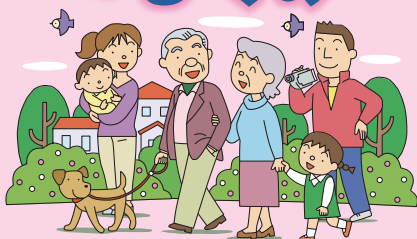




後期高齢者 医療制度 のしくみ



もくじ

後期高齢者医療制度とは	1
医療機関等にかかるとき	3
自己負担の割合	7
自己負担の限度額	11
医療費の払い戻しを受けられる場合	15
接骨院・整骨院（柔道整復）における医療保険の使用	16
はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術を受けるとき	17
医師の指示により緊急、その他やむを得ない理由等があって移送されたとき	17
被保険者が亡くなったとき（葬祭費）	17
交通事故などにあつたとき	18
年に1回、健康診査（健診）を忘れずに	18
保険料	19
医療費の現状	23
ジェネリック医薬品（後発医薬品）を使いましょう	24
1年間の受診歴をお知らせしています（医療費等通知書）	24
制度の運営	25

東京都後期高齢者医療広域連合

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館15～17階

お問合せセンター ☎ 0570-086-519（ハローコウイキ）

ホームページ <https://www.tokyo-ikiiki.net>

後期高齢者医療制度とは



75 歳以上（一定の障害がある方は 65 歳以上）の方を対象とする医療制度です。

被保険者となる方

東京都内にお住まいの以下の方が対象となります。

① 75 歳以上の方

75 歳の誕生日当日から対象となります。

75 歳になった方は、それまで加入していた医療保険（国保、健康保険、共済など）から自動的に後期高齢者医療制度の被保険者となるため、加入手続きは不要です。

② 65 歳から 74 歳までの一定の障害がある方

お住まいの市区町村の担当窓口申請を行い、一定の障害があると当広域連合から認定された日から対象となります。申請には障害の状態を明らかにする書類が必要です。

障害の認定を受けて被保険者となった方は、それまで加入していた医療保険からの脱退手続きを行ってください。

障害の状態を明らかにする書類の例	「一定の障害」の状態
身体障害者手帳	1 級から 3 級または 4 級の一部※
東京都愛の手帳（療育手帳）	1 度または 2 度
精神障害者保健福祉手帳	1 級または 2 級
国民年金の年金証書	障害年金 1 級または 2 級

※4 級の一部とは、「下肢障害 4 級 1 号（両下肢のすべての指を欠くもの）」、「下肢障害 4 級 3 号（一下肢を下腿の 2 分の 1 以上で欠くもの）」、「下肢障害 4 級 4 号（一下肢の機能の著しい障害）」、「音声・言語機能障害」です。

障害の認定を受けて被保険者となった方は、75 歳の誕生日の前日まで、いつでも将来に向かって申請を撤回（後期高齢者医療制度からの脱退）して他の医療保険に加入することができます。ただし、過去にさかのぼって認定を受けたり撤回することはできません。

よくある質問と回答



本人が 75 歳になると、74 歳以下の配偶者の保険はどうなりますか？



それまで加入していた医療保険によって、以下のとおりとなります。

例 1

夫婦で国民健康保険に加入している場合
⇒国民健康保険に継続加入となるため手続きは不要です。

例 2

本人が会社の健康保険などに加入していて、配偶者が被扶養者である場合
⇒配偶者は会社の健康保険などから脱退となるため、**国民健康保険などへの加入手続きが必要です。**
国民健康保険への加入については、お住まいの市区町村へお問合せください。

届け出が必要になる場合

以下の場合はお住まいの市区町村の担当窓口への届け出が必要です。

加入するとき	- 東京都外から転入したとき - 生活保護を受けなくなったとき 65 歳から 74 歳までの一定の障害がある方で、加入を希望するとき（障害認定申請）
脱退するとき	- 東京都外へ転出するとき - 生活保護を受けたとき - 亡くなったとき - 障害認定を受けている方で、一定の障害の状態に該当しなくなったとき、または障害認定の申請を撤回するとき
その他	- 東京都内で住所が変わったとき - 氏名が変わったとき - 世帯の構成が変わったとき

※届け出にはマイナンバーの記入が必要です（詳細は P.25 参照）。

病院や施設等に入るため、東京都外に転出した場合

当広域連合の被保険者が、病院等への入院や施設（特別養護老人ホーム等）への入居により都外に転出した場合は、住所地特例制度に該当するため、引き続き当広域連合の被保険者となります。また、住所地特例制度に該当する方が都外の転出先から、さらに別の病院等に転院、施設に転居した場合も、もともと（転出前）の東京都内の市区町村への届け出が必要です。

医療機関等にかかるとき



医療機関や薬局の受付で、次の1・2いずれかの方法により資格情報の確認を受けてください。

なお、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されたことに伴い、**保険証の交付を終了しています。**

1. マイナ保険証を利用する

「マイナ保険証」とは、**健康保険証として利用登録したマイナンバーカード**のことをいいます。

健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。

マイナ保険証の利用方法は？

- ①医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを備え付けの顔認証付きカードリーダーにかざしてください。
 - ②マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、資格情報をオンラインで確認します。
 - ③画面の指示に沿って受付をしてください。
- 医療機関や薬局の受付でマイナ保険証の読み取りができない場合には、**マイナ保険証と一緒に**下記の「マイナポータルの資格情報画面」や「資格情報のお知らせ」（P.4参照）を提示することで、受診することができます。
 - スマートフォンをマイナ保険証として利用できます。

スマートフォン マイナ保険証 検索 🔍

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_60802.html)

マイナ保険証で自分の資格情報を確認するには？

- マイナポータルにログインして「健康保険証情報」のページを開くことで、ご自身の資格情報を確認できます。

マイナポータル 検索 🔍 (URL: <https://myna.go.jp>)

- マイナ保険証利用登録解除を申請することも可能です。詳細はお住まいの市区町村の担当窓口へお問合せください。

●マイナンバーカードに関するお問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178
(平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30)

「資格情報のお知らせ」について

- 令和8年8月1日時点で84歳以下の被保険者で、マイナ保険証を普段からご利用されている方(★)に送付します。

★(①②)とともに満たす方)

①過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用して医療機関等を受診・利用したことがある

②概ね直近3か月以内に1回以上マイナ保険証を利用して医療機関等を受診・利用したことがある

- 「資格情報のお知らせ」だけでは医療機関等を受診できません。ご自身の資格情報を確認する場合や、医療機関・薬局の受付でマイナ保険証の読み取りができない場合にマイナ保険証と一緒に提示してください。
- 「資格情報のお知らせ」は、右下部分を切り取って、マイナ保険証と一緒に携帯することができます。

マイナ保険証での受診が困難な方へ

- マイナ保険証をお持ちの方でも、以下①、②の場合は**申請により「資格確認書」の交付を受けることができます。**ご希望の方はお住まいの市区町村の担当窓口へ申請が必要です。
- ①マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
- ②介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方

2. 資格確認書を提示する

- 令和8年8月1日時点で85歳以上の全ての被保険者、84歳以下の被保険者で、資格確認書を普段からご利用している(★以外の)方、または、上記「マイナ保険証での受診が困難な方へ」の②の申請を行った方に送付します。

医療機関や薬局の受付で、提示してください。

- 資格確認書は、カード型(材質は紙。水色)。有効期限は令和9年7月31日までです。

- 資格情報のお知らせは、普通郵便で送付します。
- 資格確認書は、簡易書留郵便または特定記録郵便で送付します。資格確認書の送付方法は、お住まいの市区町村で異なります。
- 長期間不在となる場合や、住所地以外への送付を希望する場合は、お住まいの市区町村の担当窓口に連絡してください。

破れたり紛失してしまったとき

資格情報のお知らせまたは資格確認書を汚破損・紛失したときは、再交付することができます。お住まいの市区町村の担当窓口で手続きをしてください。なお、手続きにはマイナンバーの記入が必要です（詳細は P.25 参照）。

自己負担割合が変更になったとき

自己負担割合（P. 7 参照）は、毎年 8 月 1 日の定期判定や世帯構成の変更、所得等の更正などにより変更になる場合があります。自己負担割合が変更になったときは、新しい資格情報のお知らせまたは資格確認書を送付します。これまでお使いの資格確認書をお住まいの市区町村に必ず返却（※）してください。

古い資格確認書などをそのまま使用すると、後日、差額分の支払いや払い戻しの手続きが必要となる場合があります。

※有効期限が切れた資格確認書等は返却不要です。個人情報の取扱いにご注意のうえ、ご自身で破棄してください。

医療費の返還を求める場合があります

- 所得更正等により自己負担の割合が変更（1 割から 2 割、1 割から 3 割、2 割から 3 割）となったとき、本来の負担割合と異なる負担割合の資格確認書等を使用した、または、使用していた場合には、差額（1 割または 2 割分）の医療費をお支払いいただけます。
- 東京都外への転出等により、東京都の被保険者資格を失った後に、東京都の資格確認書等を使用した場合は、当広域連合が医療機関等に支払った医療費（7 割、8 割または 9 割分）をお支払いいただけます。なお、支払い後に、本来資格のある広域連合等で手続きをすると、医療費の払い戻しを受けられる場合があります。
- 該当する方には、当広域連合から納入通知書を送付しますので、納期限までに支払いをお願いします。

高額療養費制度における限度額の適用について

以下の表の「対象となる方」は、次のいずれかの受診方法により、保険適用の医療費の窓口での自己負担額を限度額までとすることができます。後期高齢者医療制度では、「限度額適用認定証」や「限度額適用・標準負担額減額認定証」は交付されません。

【受診方法】

- マイナ保険証を提示する
（医療機関等での情報提供に同意が必要な場合があります）
- 限度区分を記載した資格確認書を提示する
（お住まいの市区町村の担当窓口申請することで、限度区分を記載した資格確認書の交付を受けることができます）

対象となる方	適用される内容
自己負担割合が 3 割で、同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得がいずれも 690 万円未満の方	窓口での自己負担が所得区分の限度額まで（詳細は P.11 参照）
自己負担割合が 1 割で、住民税非課税世帯（世帯全員が非課税）の方	窓口での自己負担が所得区分の限度額までとなり、入院時の食費が減額（詳細は P.11、14 参照）

「特定疾病療養受療証」の交付

特定の疾病による高額な治療を長期間継続して受ける必要がある方は、お住まいの市区町村の担当窓口申請することで、特定疾病療養受療証の交付を受けることができます。医療機関等の窓口で提示することで、特定疾病の自己負担限度額が 1 つの医療機関につき月額 1 万円となります。有効期限はありません。

なお、特定疾病の認定を受けた場合は、マイナ保険証を利用して受診する際に特定疾病認定情報の提供に同意することで、特定疾病療養受療証の窓口での提示は不要になります。

※お住まいの市区町村の担当窓口申請することで、特定疾病区分を記載した資格確認書の交付を受けることもできます。

【対象となる特定疾病：資格確認書に記載した場合の区分】

- 人工透析が必要な慢性腎不全：区分 A
- 先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）：区分 B
- 血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）HIV 感染症：区分 C

● 今まで加入していた医療保険で限度額の適用を受けていた方も、新たに東京都の後期高齢者医療制度に加入した場合は、改めて申請が必要です。

自己負担の割合



医療機関等の窓口では、医療費等の一部を自己負担分として支払います。自己負担割合は毎年 8 月 1 日に所得等をもとに判定します。令和 8 年 8 月 1 日からの自己負担割合は、令和 8 年度の住民税課税所得※¹（以下、「課税所得」）をもとに判定します。自己負担割合は、「3 割負担に該当するか」を判定した後に、「1 割負担または 2 割負担のどちらになるか」を判定します。

判定基準	区分	自己負担割合
同じ世帯の被保険者の中に課税所得が 145 万円以上の方がいる場合	現役並み所得者	3 割
以下の①と②の両方に該当する場合	一定以上所得のある方	2 割
① 同じ世帯の被保険者の中に課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の方がいる ② 同じ世帯の被保険者の「年金収入※ ² 」+「その他の合計所得金額※ ³ 」の合計額が、 ・被保険者が 1 人の場合は 200 万円以上 ・被保険者が 2 人以上の場合は合計 320 万円以上		
同じ世帯の被保険者全員の課税所得がいずれも 28 万円未満の場合または上記①に該当するが②には該当しない場合	一般所得者等	1 割

※住民税非課税世帯の方は、上記に関わらず 1 割負担となります。

※¹「住民税課税所得」とは、総所得金額等から各種所得控除を差し引いて算出したものをいいます。お住まいの市区町村から送付される住民税納税通知書等で確認できます（「課税標準」や「課税される所得金額」など）。

前年（1 月～7 月は前々年）の 12 月 31 日現在において世帯主であって、同日現在において同一世帯に合計所得金額（給与所得が含まれる場合は、給与所得控除後さらに 10 万円を控除して計算。0 円を下回る場合は 0 円として計算）が 38 万円以下である 19 歳未満の世帯員がいる場合、その世帯主であった被保険者は、自己負担割合の判定にあたって次の金額を課税所得から控除します。

- ・世帯員の年齢が 16 歳未満の場合は、1 人につき 33 万円
- ・世帯員の年齢が 16 歳以上 19 歳未満の場合は、1 人につき 12 万円

※²「年金収入」とは、公的年金控除等を差し引く前の、公的年金等の収入金額です。遺族年金や障害年金は含みません。

※³「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額（給与所得は給与所得控除後さらに 10 万円を控除した額、長期（短期）譲渡所得は特別控除が受けられる場合は特別控除後の額）から公的年金等に係る雑所得を差し引いた後の金額です。

「現役並み所得者（3 割負担）」に該当しない場合があります

課税所得が 145 万円以上でも、以下の①・②のいずれかに該当する場合は「現役並み所得者（3 割負担）」の対象外となります。

- ①昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者および同じ世帯の被保険者の、「保険料計算のもととなる所得金額（P.19「保険料の決め方」参照）」の合計額が 210 万円以下（申請不要）
- ②下表の収入判定基準を満たし、お住まいの市区町村に基準収入額適用申請を行い認定される（申請日の翌月 1 日から適用）

※原則申請が必要ですが、お住まいの市区町村で対象の方が下表の収入判定基準に該当することを確認できる場合は、申請不要です。お住まいの市区町村と住民税を課税する市区町村が異なる等で確認できない場合は申請が必要です。

世帯の被保険者数	収入判定基準 (令和 7 年 1 月から 12 月までの収入)
1 人	383 万円未満 ※ 383 万円以上でも、同じ世帯に他の医療保険制度に加入している 70 歳～74 歳の者がいる場合は、その者と被保険者の収入合計額が 520 万円未満
2 人以上	合計 520 万円未満

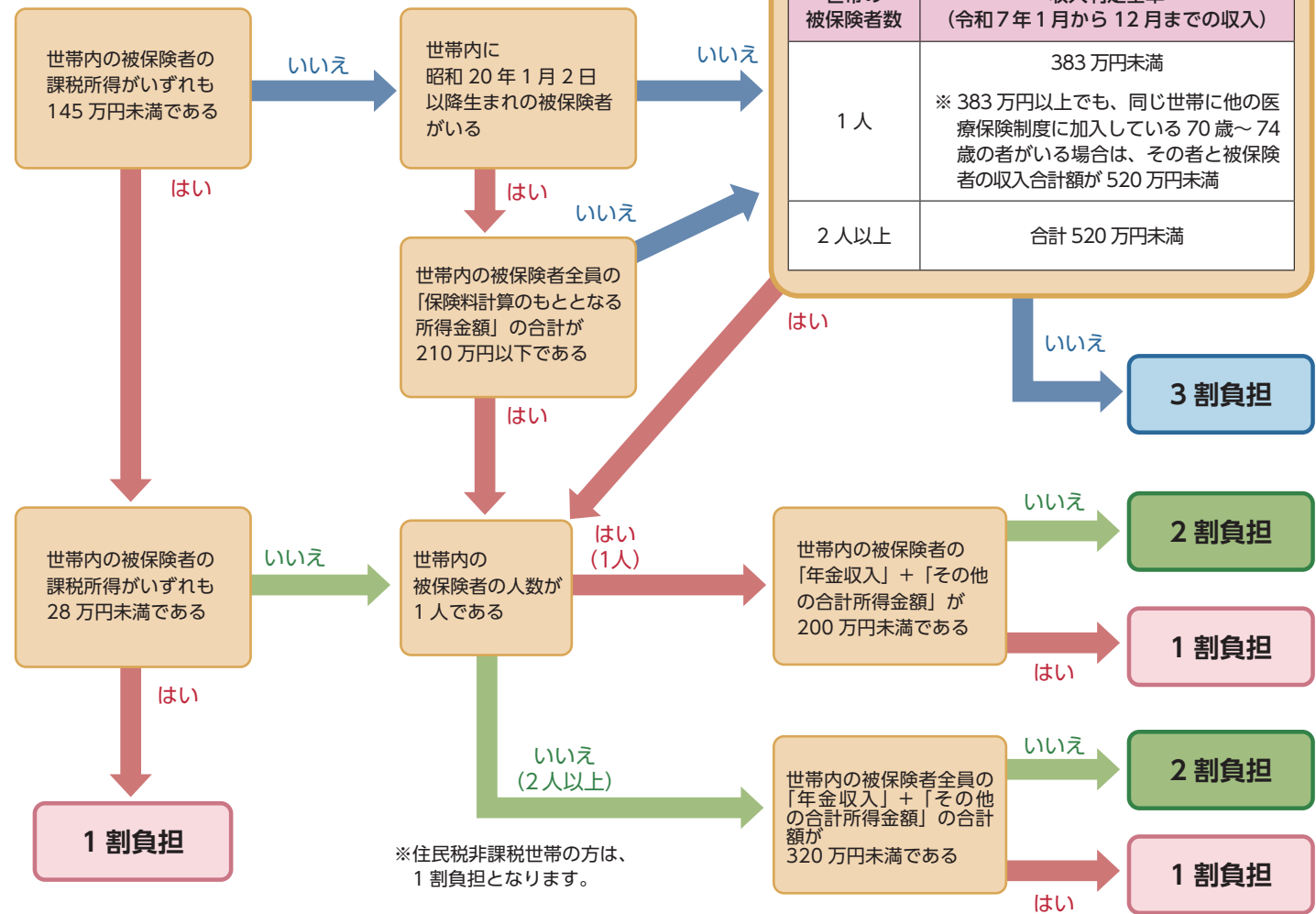
※「収入」とは、所得税法上の収入金額（一括して受け取る退職所得に係る収入金額は除く）であり、必要経費や公的年金控除等を差し引く前の金額です（所得金額ではありません）。

※土地・建物や、上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するため確定申告した場合も、売却時の収入は基準収入額適用申請における収入に含まれます（所得が 0 円またはマイナスになる場合でも、売却金額が収入となります）。ただし、上場株式等に係る配当所得および譲渡所得について、申告不要を選択した場合は含まれません。

自己負担割合の判定の流れ

自己負担割合は、「3割負担に該当するか」を判定した後に、「1割負担または2割負担のどちらになるか」を判定します。

※判定基準の詳細については、P.7～8参照。
※「課税所得」とは、住民税課税所得のことです。



自己負担の限度額



医療費が高額になったとき（高額療養費）

同一の月内に医療費の自己負担額が高額になった場合、下記の表1・2の自己負担限度額を超えた金額が、高額療養費として後から支給されます。対象者の方には申請書を郵送します。一度申請いただくと振込口座が登録されますので、次回以降は登録口座に振り込まれるようになります（申請は不要）。
※申請書の送付及び高額療養費の支給は、どちらも診療月から最短で4か月後にされます。

表1 【1か月の自己負担限度額】（令和8年7月診療分まで）

負担割合	所得区分		外来（個人ごと）		外来＋入院（世帯ごと）	
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上		252,600円＋（10割分の医療費－842,000円）×1% （多数回140,100円※2）			
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上		167,400円＋（10割分の医療費－558,000円）×1% （多数回93,000円※2）			
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上		80,100円＋（10割分の医療費－267,000円）×1% （多数回44,400円※2）			
2割	一般Ⅱ		18,000円 （年間上限144,000円※3）		57,600円 （多数回44,400円※2）	
1割	一般Ⅰ		18,000円 （年間上限144,000円※3）		57,600円 （多数回44,400円※2）	
	住民税 非課税等 ※1	区分Ⅱ	8,000円		24,600円	
		区分Ⅰ			15,000円	

表2 【1か月の自己負担限度額】（令和8年8月から令和9年7月診療分まで）

負担割合	所得区分		外来（個人ごと）		外来＋入院（世帯ごと）	
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上		270,300円＋（10割分の医療費－901,000円）×1% （多数回140,100円※2） （年間上限1,680,000円※4）			
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上		179,100円＋（10割分の医療費－597,000円）×1% （多数回93,000円※2） （年間上限1,110,000円※4）			
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上		85,800円＋（10割分の医療費－286,000円）×1% （多数回44,400円※2） （年間上限530,000円※4）			
2割	一般Ⅱ		22,000円 （年間上限216,000円※3）		61,500円 （多数回44,400円※2） （年間上限530,000円※4）※5	
1割	一般Ⅰ					
	住民税 非課税等 ※1	区分Ⅱ	11,000円 （年間上限96,000円※3）		25,700円 （多数回24,600円※2） （年間上限290,000円※4）	
		区分Ⅰ	8,000円		15,700円 （年間上限180,000円※4）	

※1 区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方。
区分Ⅰ…①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方（公的年金収入は80万6千7百円（令和8年8月1日以降は82万6千5百円）を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）、または②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。

※2 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来＋入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険（他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済）で該当していた回数は含みません。

※3 このページ下部の「高額療養費（外来年間合算）」を参照。

※4 令和8年8月1日以降から、外来＋入院（世帯ごと）分にも年間の上限額が新設されます。これにより、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間上限額に達したそれ以上の医療費については、還付を受けることができます。年間とは8月から翌年の7月までを指します。

※5 一部41万円の場合があります。

次の点にご注意ください

入院時の食費や保険の対象とならない差額ベッド料などは高額療養費の対象となりません。
月の途中で75歳の誕生日を迎えた月（1日生まれの方を除く）の自己負担限度額は、それまで加入していた医療保険と、新たに加入した後期高齢者医療制度の両方の限度額がそれぞれ半額となります（限度額は個人ごとに適用します）。

※令和8年5月末時点での金額です。

外来に係る年間の医療費が高額になったとき【高額療養費（外来年間合算）】

計算期間（毎年8月1日～翌年7月31日）のうち、基準日（下記※参照）時点で自己負担割合が1割または2割の方の外来（個人ごと）の自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、その超えた額を高額療養費（外来年間合算）として支給します。

●過去に高額療養費（1か月ごと）や外来年間合算（1年ごと）の支給申請をしたことがある方は、原則、申請不要です。

●新規に申請が必要となる方には、毎年2月頃に当広域連合から申請書を送付します。お手元に届きましたら、市区町村の担当窓口宛に同封の返信用封筒で返送してください。（直接持参可）

※計算期間の基準日は、原則、7月31日です。ただし、計算期間の途中で資格を喪失した場合は、喪失日の前日です。

※計算期間中に高額療養費（1か月ごと）の支給を受けた方については、その支給額を差し引いて自己負担額を算出します。

※計算期間のうち自己負担割合が「3割」であった月の自己負担額は計算対象外となります。

医療保険と介護保険を合算した限度額を 設けています（高額介護合算療養費）



毎年、1年間（8月1日～翌年7月31日）の後期高齢者医療制度の自己負担額と介護保険制度の利用者負担額の世帯での合算額が、表2の自己負担限度額を超えた場合（500円以下は支給対象外）は、申請により、超えた額を後期高齢者医療制度と介護保険制度のそれぞれから支給します。支給が見込まれる方には毎年3月頃に、当広域連合から申請書を送付します。

お手元に届きましたら、記載の宛先に同封の返信用封筒で返してください。

表2【1年間の自己負担限度額（毎年8月～翌年7月の1年間）】

負担割合	所得区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険制度
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上	212万円
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上	141万円
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上	67万円
2割	一般Ⅱ	56万円
	一般Ⅰ	56万円
1割	住民税非課税等	区分Ⅱ 31万円
		区分Ⅰ 19万円

高額介護合算療養費の申請・受付業務等の 一部委託化について（令和8年3月より）

令和8年3月より、高額介護合算療養費の一部の申請・受付業務等を外部事業者へ委託しております。一定の要件を満たすご世帯につきましては、お手元に届く申請書のご提出先・お問合せ先が変わります。

【申請書のご提出先（郵送のみの受付となります。）】

〒143-0023

東京都大田区山王1-3-5 NTTデータ大森山王ビル2階
高額介護合算療養費支給申請受付事務センター

【お問合せ先】

☎ 0570-029-209

（午前8時30分～午後5時まで（土日祝日、年末年始除く））
FAX 0570-065-337

入院時の食費



（1）療養病床以外への入院時の食費（1食につき）

療養病床以外に入院したときの食費の自己負担額は、表3のとおりです。

表3【食費の自己負担額】

所得区分			食費（1食につき）
現役並み所得、一般Ⅰ・Ⅱ			550円※1
住民税 非課税等	区分Ⅱ	過去12か月の入院日数が90日以内	270円
		過去12か月の入院日数が90日超 （長期入院該当※2）	220円
	区分Ⅰ		130円

（2）療養病床への入院時の食費（1食につき）・居住費（1日につき）

療養病床に入院したときの食費と居住費の自己負担額は、表4のとおりです。

表4【食費・居住費の自己負担額】

所得区分		食費（1食につき）		居住費 （1日につき）
		入院医療の必要性が低い方※3	入院医療の必要性が高い方※4	
現役並み所得、一般Ⅰ・Ⅱ		550円※1・5	550円※1・5	430円
住民税 非課税等	区分Ⅱ	270円	270円（長期入院該当で220円※2）	
	区分Ⅰ	160円	130円	
	高齢福祉年金受給者	130円	130円	

※1 指定難病患者の方は1食につき330円です。また、居住費は0円です。

※2 区分Ⅱの減額認定を受けていた期間の入院日数が、過去12か月で90日を超える場合は、お住まいの市区町村の担当窓口に入院日数のわかる医療機関の請求書・領収書などを添えて申請してください（他の健康保険加入期間も区分Ⅱ相当の認定を受けていた期間中の入院日数は通算できます）。

※3 入院医療の必要性が高い方以外が該当します。

※4 人工呼吸器、静脈栄養が必要な方などが該当します。

※5 保険医療機関の施設基準などにより510円の場合もあります。

※やむを得ない理由により医療機関窓口にて減額認定の確認が受けられず、上記の区分に応じた自己負担額を超えた金額を支払った場合、差額支給の対象となります。

※令和8年6月1日以降の金額です。

医療費の払い戻しを受けられる場合



以下のようなときで、医療費等の全額を自己負担した場合は、後日、お住まいの市区町村の担当窓口に申請することで、保険者が負担する額が払い戻されます。

申請に必要なもの（共通）

- ・身元確認書類（運転免許証やパスポート等）・口座の確認ができるもの
- ※申請期間は、原則として診療月の翌月の1日から2年間です。

1 やむを得ず資格確認書等を提示できずに診療を受けたり、保険診療を扱っていない医療機関で診療を受けたりしたとき

※やむを得ない事情があったと当広域連合が認めた場合に限ります。



申請に必要なもの

- ・診療報酬明細書と同様の内容がわかる書類
- ・領収書

3 医師が必要と認め医師の同意を得て、はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術を受けたとき（受領委任以外）

※入院中の施術は認められません。



申請に必要なもの

- ・施術料金領収書または療養費支給申請書（あん摩・マッサージ用）もしくは療養費支給申請書（はり・きゅう用）
- ・医師の同意書

5 海外旅行中や海外赴任中に急な病気やケガなどによりやむを得ず、海外の医療機関で診療等を受けたとき

※治療目的の渡航は対象となりません。
※日本の保険の適用範囲内に限ります。



申請に必要なもの

- ・診療内容明細書・領収明細書・領収書・翻訳文・調査に関わる同意書
- ・パスポート（パスポートで渡航期間が確認できない場合は、海外に渡航した事実が確認できる書類）

2 骨折・脱臼などで、柔道整復師の施術を受けたとき（受領委任以外）

※保険の適用範囲内に限ります。
※医師の同意を得て治療を受けた場合に認められます。
※入院中の施術は認められません



申請に必要なもの

- ・領収書（施術内容の内訳が記載されているもの）または柔道整復施術療養費支給申請書（償還払い用）

4 医師が必要と認め義肢装具士が作成したコルセットなどの治療用装具を購入したときや輸血の生血代など

※既製品の治療用装具でも対象となる場合があります。



申請に必要なもの

- ・治療用装具製作指示装着証明書
- ・靴型装具については全体像（付属製品等も含む）が確認できる写真
- ・領収書

接骨院・整骨院（柔道整復）における医療保険の使用



柔道整復師（接骨院・整骨院など）の施術に医療保険が使えるのは、医師や柔道整復師の診断または判断により、一定の条件を満たす場合のみとなりますので、ご注意ください。

○ 保険の対象となる場合

- 急性などの外傷性の打撲・捻挫および挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼

※骨折・脱臼については医師の同意が必要です（応急処置を除く）。

✕ 保険の対象とならない場合

※全額自己負担となります。

- 単なる肩こりや筋肉疲労、加齢による痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 症状に改善のみられない長期の施術
- 病院・診療所などで同じ負傷等を治療中の場合

治療を受けるときの注意

- ◆医療保険の適用は、治療を目的とした場合のみです。負傷の原因（いつ、どこで、何をして、どんな症状か）は正確に伝えましょう。
- ◆柔道整復は、患者が全額負担し、患者がお住まいの市区町村の担当窓口に請求する「償還払い」のほかに、患者が一部負担額を柔道整復師に支払い、残りの費用を柔道整復師が保険者に請求する「受領委任」が認められています。柔道整復師が患者に代わって保険請求を行う場合は、療養費支給申請書の内容（負傷原因・負傷名・日数・金額）をよく確認したうえで、受取代理人欄（住所・氏名・委任年月日）に患者本人が記入してください。なお、手首の負傷等により自筆できない場合は代筆も可能ですが、その場合は押印が必要です。
- ◆施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられます。柔道整復師に相談し、病院等で診察を受けましょう。
- ◆無料で発行される窓口支払いの領収証は、ご自身が施術を受けた証明ですので大切に保管してください。

当広域連合から施術日や施術内容等について確認をする場合がありますので、ご協力ください。

はり師、きゅう師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術を受けるとき



一定条件を満たしたうえで、医師から同意書が交付された場合に限り、医療保険が適用となりますので、事前に医師に相談してください。

医師の指示により緊急、その他やむを得ない理由等があって移送されたとき（移送費）



移動困難な重病人が、緊急的にやむを得ず、医師の指示により転院する場合などの移送にかかった費用について、審査で承認された場合、移送費として支給します。

お住まいの市区町村の担当窓口に申請ください。

※専門的な治療を受けられる病院に緊急的に移送しないと生命等に著しく支障を来すような移送であったかを、医師の意見書に記載された内容から審査します。

※支給額は、移送区間について最も経済的な通常経路および方法での移送費用です。

※検査目的の移送、本人・家族の希望による移送など緊急性が認められないものは対象となりません。

申請に必要なもの

- ・移送を必要とする医師の意見書
- ・領収書（経路や介助人数等詳細な内訳がわかるもの）
- ・身元確認書類（運転免許証やパスポート等）
- ・口座の確認ができるもの

被保険者が亡くなったとき（葬祭費）



葬祭を行った方が、市区町村の担当窓口申請することで、葬祭費として5万円※を支給します。

申請に必要なもの※

- ・葬儀費用の領収書等（申請者が葬祭を行ったことを確認できるもの）
- ・振込先金融機関の口座の確認ができるもの

※市区町村により金額または申請に必要なものが異なる場合があります。詳しくは被保険者が加入していた市区町村の担当窓口にお問合せください。

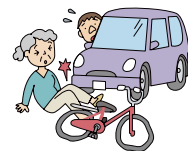
交通事故などにあったとき



交通事故などのケガで病院などを受診した際の医療費は、通常、加害者（相手）側が過失割合に応じて負担しますが、お住まいの市区町村の担当窓口に連絡・届け出をすることでマイナ保険証や資格確認書を使用して診療を受けることもできます。



市区町村への届け出は、担当者から必要な書類をご案内しますので、**事故日から原則30日以内に提出してください。**



※交通事故の場合、警察（自動車安全運転センター）から発行される「交通事故証明書」が必要となりますので、必ず警察にも届け出てください。

届け出いただくことで、自己負担分を除いた医療費を当広域連合が一時的に立替えて医療機関へ支払い、後で加害者（相手）側に請求しますので、**診療を受ける際には、医療機関に「事故による受診である」ことを申し出てください。**

※加害者（相手）側との示談は、不利な示談をすると保険給付分の請求ができない場合があるため、示談前に当広域連合にご連絡いただくとともに、示談内容には十分ご注意ください。

年に1回、健康診査（健診）を忘れずに



生活習慣病等の重症化予防や心身機能の低下の防止を目的として、健康診査を実施しています。年に1回健康診査を受診し、健康長寿を目指しましょう！

- 健診受診時の自己負担金は500円です。（市区町村により、無料になることもあります。）
- 施設に入所している方等は、健診の対象とならない場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村の担当窓口にお問合せください。

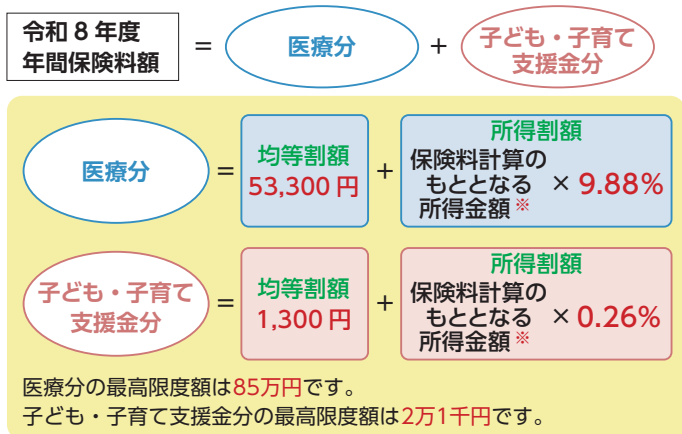




保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料は「医療分」と「子ども・子育て支援金分」で構成され、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

年度の途中で新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、都外から転入した方は、その月から月割で保険料を計算します。



※「保険料計算のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円)を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)。

保険料計算のもととなる所得金額に該当する(含まれる)所得	保険料計算のもととなる所得金額に該当しない(含まれない)所得
公的年金等所得、給与所得、不動産所得 等	退職所得、遺族年金、障害年金、失業給付 等

保険料の納め方

保険料は、お住まいの市区町村に納めていただきます。納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りです。

●特別徴収(原則、公的年金(介護保険料が引かれている年金)からの天引き)

公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たりに受け取る公的年金額の2分の1以下の方が対象です。

特別徴収の徴収例

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
前年の所得が確定するまでの間、前年度の保険料額を基に仮算定された保険料額を徴収します。			前年の所得確定後、年間保険料額が決定され、その年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3期に分けて徴収します。		

●普通徴収(納付書または口座振替による納付)

特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替により納めていただきます。

納付期数は、市区町村により異なります。詳しくはお住まいの市区町村の担当窓口にお問合せください。

※新たに後期高齢者医療制度の対象となった方や、他の市区町村から転入した方は、一定期間普通徴収となります。

便利な口座振替をぜひご利用ください

納付書で納めている方は、申し込みにより口座振替に変更できます。口座については、被保険者本人だけでなく、世帯主、配偶者等の口座も指定できます。

特別徴収の方も申し込みにより口座振替に変更できます。

なお、国民健康保険料(税)の口座振替は引き継ぐことができません。新たに口座振替の手続きをお願いします。

保険料の軽減

軽減には所得の申告が必要となる場合があります。

均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主※1の「総所得金額等※2を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表 1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数※3－1）×10万円 以下	7割※4
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数※3－1）×10万円＋31万円×（被保険者数） 以下	5割
43万円＋（公的年金または給与所得者の合計数※3－1）×10万円＋57万円×（被保険者数） 以下	2割

※1 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は均等割額の軽減を判定する対象となります。軽減判定は、当該年度の4月1日（年度途中で東京都で資格取得した方は資格取得時）時点の世帯状況により行います。

※2 総所得金額等とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等（特別控除前）の合計です。65歳以上（令和8年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します。

※3 公的年金または給与所得者の合計数とは、「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」世帯主および被保険者の合計人数です。合計人数が2人以上いる場合に適用します。

※4 令和8年度の均等割額については、「医療分」に限り、軽減割合が「7.2割」となります。

所得割額の軽減（当広域連合独自の軽減）

被保険者本人の「保険料計算のもととなる所得金額（詳細はP.19参照）」をもとに所得割額を軽減しています。

表 2

保険料計算のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料を軽減しています。

	加入から2年を経過する月まで	加入から2年経過後
均等割額	5割軽減	軽減なし
所得割額	負担なし	

※均等割額の軽減（P.21表1）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

保険料の減免

災害等により大きな損害を受けた時や、突発的な事業の休廃止、失業、長期入院等の事情により収入が著しく減少し、利用し得る資産等（預貯金を含む）の活用を図ったにもかかわらず、保険料の納付が困難な時は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、督促状が送付されます。また電話や文書等による催告を行う場合があります。滞納が続くと、延滞金の加算や財産の差押えを受ける場合があります。

事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めにお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

医療費の現状



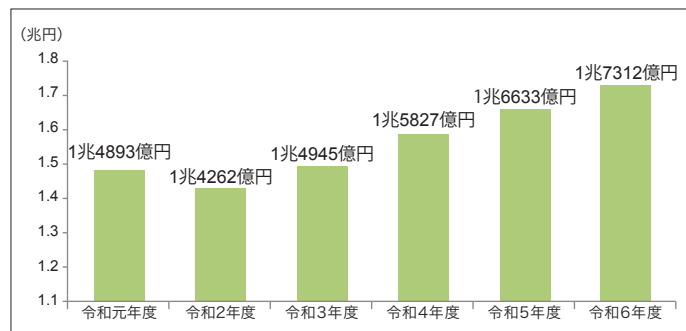
当広域連合の医療費は、被保険者数の増加に伴い増加傾向にあります。(下図グラフ参照)

医療費が増えると、皆さんの保険料や現役世代からの支援金の増加にもつながります。

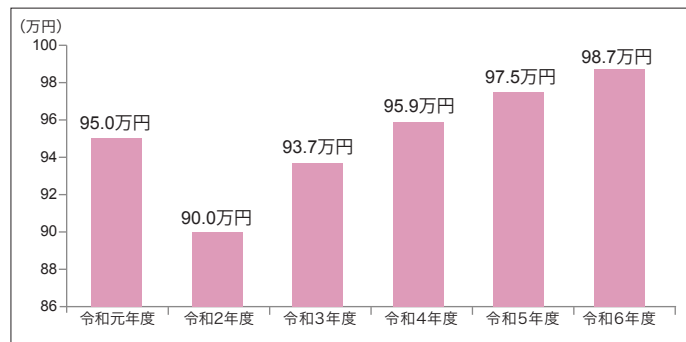
一人ひとりが生活習慣の改善と適正受診を心がけ、医療費の適正化にご協力ください。

※医療費とは、皆さんが医療機関等で支払われた自己負担額と、当広域連合が医療機関等に支払う医療給付費を合計したものです。

●東京都後期高齢者医療広域連合における医療費の推移 (決算額)



●東京都後期高齢者医療広域連合における一人当たり医療費の推移 (決算額)



ジェネリック医薬品(後発医薬品)を使いましょう



ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同等の品質・効き目・安全性があると国が認めた医薬品で、一般的に低価格で提供されるため、多くの場合、皆さんが支払うお薬代の軽減につながるとともに、医療費を削減することができます。

ジェネリック医薬品を試してみる制度もありますので、希望する場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

※すべての先発医薬品に対して、ジェネリック医薬品があるわけではありません。治療内容や医薬品の在庫状況によってはジェネリック医薬品に変更できない場合もあります。

お薬代の負担軽減のご案内を送付しています (ジェネリック医薬品差額通知)

当広域連合では、現在服用している先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、自己負担が一定額以上軽減されると見込まれる方に、ジェネリック医薬品差額通知を送付しています。

貼って伝えよう!ジェネリック医薬品希望シール

資格確認書やお薬手帳に貼ることで、医療機関や薬局へ簡単に意思表示できます。ぜひご活用ください。

ジェネリック
医薬品希望

1年間の受診歴をお知らせしています (医療費等通知書)



ご自身の健康と医療に対する認識を深めていただくとともに、診療日数等の受診内容に誤りがないかをご確認いただくために、被保険者の皆さんに、年1回医療機関等の受診歴をお知らせしています。

お気づきの点がございましたら、通知書に記載されている医療機関又は広域連合お問合せセンターへお問合せください。

制度の運営

都内すべての市区町村で構成する『**東京都後期高齢者医療広域連合**』が運営しています。

広域連合が行うこと

被保険者の認定や保険料率の決定、医療の給付など制度の運営を行います。

- 被保険者の認定
- 保険給付
- 保険料率の決定
- 保険料の賦課
- 健診事業の実施（市区町村に委託）

市区町村が行うこと

住所変更や給付申請などの届け出窓口です。
また、資格確認書等の引渡しや保険料の徴収なども行います。

- 保険料の徴収・納付相談
- 資格確認書等の引渡し
- 各種申請の受付
- 転入などの加入や資格喪失の届け出の受付



申請・届出にはマイナンバーの記入が必要な場合があります

各種手続きの際は、マイナンバー（個人番号）の記入が必要となる場合があります。本人確認のため、身元確認書類（運転免許証やパスポート等）とマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカード等）の提示が必要です。手続きについては、お住まいの市区町村の担当窓口にお問合せください。

後期高齢者医療制度の財政

医療費は、患者負担分を除き、約 1 割を被保険者からの保険料でまかない、約 5 割は公費（国・都・市区町村）、約 4 割はその他医療保険制度（現役世代の方）からの支援金によってまかなわれています。

制度のことは

「広域連合お問合せセンター」へ

制度についてわからない点などは、お気軽にお問合せください。土・日・祝日および年末年始を除く平日 8 時 30 分から 17 時まで受け付けています。

☎0570-086-519 FAX0570-086-075

電子メール call@tokyo-kouikicenter.jp

ホームページ <https://www.tokyo-ikiiki.net>

※ IP 電話の方は ☎03-3222-4496

※ 質問内容や要望等を正確に把握し、サービス品質の維持・向上を図るため、通話内容を録音しています。



保険料の支払い方法や個人情報を含むことは

お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口（裏表紙に掲載）へ

「後期高齢者医療制度のしくみ」は、この小冊子のほか、拡大版（A4 サイズ）・点字版・音声版を用意しています。市区町村の担当窓口でも配布していますのでご希望の方は、お住まいの市区町村の担当窓口または「広域連合お問合せセンター」にお問合せください。

不審な電話や訪問にご注意ください！

当広域連合や市区町村の職員が手続きの案内で ATM（現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

また、行政職員等を名乗り、還付金の手続き等に必要ななどと言って、キャッシュカードや資格確認書等を騙し取ろうとする不審な訪問にもご注意ください。

不審な電話や訪問があった場合は、最寄りの警察署や広域連合、お住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

お住まいの市区町村の後期高齢者医療制度担当窓口

市区町村名	担当窓口	電話番号
あ 青ヶ島村	総務課	04996-9-0111
昭島市	保険年金課	042-544-5111 (内線) 2174 ~ 2176
あきる野市	保険年金課	042-558-1111 (内線) 2428・2429
足立区	高齢医療・年金課	03-3880-6041・03-3880-5874
荒川区	国保年金課	03-3802-4148
い 板橋区	後期高齢医療制度課	03-3579-2327
稲城市	保険年金課	042-378-2111 (内線) 147・148・149
え 江戸川区	医療保険年金課	03-5662-1415
お 青梅市	保険年金課	0428-22-1111 (内線) 2117・2118
大島町	住民課	04992-2-1462
大田区	国保年金課	03-5744-1608
小笠原村	村民課	04998-2-3113
奥多摩町	住民課	0428-83-2190
か 葛飾区	国保年金課	03-5654-8212・03-5654-8528
き 北区	国保年金課	03-3908-9069
清瀬市	保険年金課	042-497-2050
く 国立市	保険年金課	042-576-2125
こ 神津島村	福祉課	04992-8-0011 (内線) 71
江東区	医療保険課	03-3647-3166
小金井市	保険年金課	042-387-9834
国分寺市	保険年金課	042-325-0111 (内線) 1206 ~ 1208
小平市	保険年金課	042-346-9538
狛江市	保険年金課	03-3430-1111 (内線) 2287・2288
し 品川区	国保医療年金課	03-5742-6736
渋谷区	国民健康保険課	03-3463-1897
新宿区	高齢者医療担当課	03-5273-4562
す 杉並区	国保年金課	03-5307-0651
墨田区	国保年金課	03-5608-1111 (内線) 3217・3242
せ 世田谷区	国保・年金課	03-5432-2390
た 台東区	国民健康保険課	03-5246-1254
立川市	保険年金課	042-523-2111 (内線) 1400・1402・1406
多摩市	保険年金課	042-338-6807
ち 中央区	保険年金課	03-3546-5362
調布市	保険年金課	050-1720-3706
千代田区	保険年金課	03-5211-4206
と 豊島区	高齢者医療年金課	03-3981-1332
利島村	住民課	04992-9-0013
な 中野区	後期高齢者医療係	03-3228-8944
に 新島村	民生課	04992-5-0243
西東京市	保険年金課	042-460-9823
ね 練馬区	国保年金課	03-5984-4587・03-5984-4588
は 八王子市	保険年金課	042-620-7364
八丈町	住民課	04996-2-1123
羽村市	市民課	042-555-1111 (内線) 137・138・140
ひ 東久留米市	保険年金課	042-470-7846
東村山市	保険年金課	042-393-5111 (内線) 3517
東大和市	保険年金課	042-563-2111 (内線) 1025 ~ 1028
日野市	保険年金課	042-514-8293
日の出町	町民課	042-588-4111
檜原村	村民課	042-598-1011
ふ 府中市	保険年金課	042-335-4033
福生市	保険年金課	042-551-1767
文京区	国保年金課	050-1725-5006
ま 町田市	保険年金課	042-724-2144
み 御蔵島村	総務課	04994-8-2121
瑞穂町	住民課	042-557-7578
三鷹市	保険課	0422-29-9219
港区	国保年金課	03-3578-2111 (内線) 2654 ~ 2659
三宅村	村民課	04994-5-0904
む 武蔵野市	保険年金課	0422-60-1913
武蔵村山市	保険年金課	042-565-1111 (内線) 135・136
め 目黒区	国保年金課	03-5722-9838

※当パンフレットは、法令および厚生労働省資料などをもとに作成しています。
今後、制度改正などにより内容が変更となる場合があります。